

下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心な飲用水を確保するため、飲用井戸等の水質検査及び浄水器設置に要する費用の一部を補助する下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 未給水区域等 下関市の水道給水区域外の区域及び水道給水区域内の区域で、配水管の布設が著しく困難であり、その布設までに相当の期間を要するものをいう。
- (2) 飲用井戸等 飲用水を供給する井戸等の給水施設をいう。
- (3) 水質検査 水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項ただし書の地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う検査をいう。
- (4) 指定物質 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）の表の上欄に掲げる事項のうち、次に規定するものをいう。
 - ア 一般細菌
 - イ 大腸菌
 - ウ ヒ素及びその化合物
 - エ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - オ フッ素及びその化合物
 - カ その他市長が定めるもの
- (5) 浄水器 水質基準（省令の表の下欄に掲げる基準をいう。以下同じ。）を超過した指定物質を水質基準に適合するよう浄化することが可能な浄水器であり、かつ、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - ア 飲用水を供給する給水装置に接続できること。

イ 通常の使用方法において耐用年数が5年以上であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 未給水区域等に居住し、居住している住宅において次条に規定する補助対象事業を行う市民であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 第7条第1項の規定による申請を行う年度において、当該申請に係る補助対象事業と同一の補助対象事業に対する補助金の交付の決定を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、次に掲げる事業とする。

- (1) 飲用井戸等の水質検査を行う事業（以下「水質検査事業」という。）
- (2) 浄水器の設置を行う事業（以下「浄水器設置事業」という。）

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 水質検査事業 定期の水質検査を実施するために、検査機関に支払う検査手数料
- (2) 浄水器設置事業 水質検査の結果、指定物質の水質基準不適合が判明した場合における浄水器の購入費及び設置工事費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額とし、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める金額を上限とする。

- (1) 水質検査事業 1万円
- (2) 浄水器設置事業 10万円

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切

り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金交付申請書兼請求書には、別表に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

2 市長は、第8条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金交付申請取下書(様式第4号)により当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の交付)

第12条 市長は、交付決定者に対し、第6条の規定により算定した額の補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

(財産の処分の制限)

第14条 交付決定者は、補助金対象事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由により財産を処分するとき。
- (2) 交付決定者が補助金の全部に相当する金額を市に納付したとき。
- (3) 当該補助金の交付を決定した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年を経過したとき。

(4) その他市長が認めたとき。

(質問等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して質問をし、報告を求め、又は財産の使用等に関する調査等を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月21日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和10年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第7条関係）

事業区分	添付書類
水質検査事業	(1) 市税の滞納なし証明書 (2) 水質検査結果書の写し (3) 領収書の写し (4) 通帳等の写し
浄水器設置事業	(1) 市税の滞納なし証明書 (2) 水質検査結果書の写し（浄水器設置前のもの） (3) 見積書及び領収書の写し (4) 浄水器の性能及び仕様を証明できる書類 (5) 浄水器設置後の写真 (6) 通帳等の写し

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 下関市長

住所 〒

フリガナ
氏名

電話

下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金交付申請書兼請求書

下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び請求します。

記

事業	補助対象経費 (税込)	交付請求額 (100円未満切捨て)
水質検査事業	円	円
浄水器設置事業	円	円

振込先 金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> （ ）		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所	
	金融機関コード		支店コード(店番)	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金			
口座番号				
フリガナ				
口座名義人	※申請者本人名義以外の口座は指定できません。			

様式第2号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長



下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金につきましては、下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき審査した結果、下記のとおり交付を決定したので、同要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 _____ 円
- 2 交付決定額 _____ 円
- 3 交付条件
- 4 その他

以上

様式第3号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長



下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金につきましては、下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき審査した結果、下記の理由により不交付と決定したので、同要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

不交付決定理由

以上

様式第 4 号（第 11 条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者

住 所

氏 名

下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた下関市
飲用井戸等安全対策事業費補助金につきましては、下記のとおり申請を取り下
げますので、下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項
の規定により届け出ます。

記

申請を取り下げる理由

以上

様式第5号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長



下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を通知した下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金につきましては、下記のとおり交付の決定を取り消すので、下関市飲用井戸等安全対策事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円
- 2 交付決定取消理由
- 3 補助金の返還

以上